



第6次志免町総合計画 後期基本計画（案）



第3期志免町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）

第6次志免町総合計画は、令和3年度にスタートし、令和12年度を目標年次とする10年間の基本構想と、前期・後期各5年間を計画期間とする基本計画より構成されています。

令和7年度までに前期基本計画の計画期間が終了することから、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする第6次志免町総合計画後期基本計画の策定に向けて取り組んでいます。また、その総合計画と合わせて第3期志免町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にも取り組んでいます。

～総合計画とは～

町の総合的かつ計画的な行政運営のために、作成するものです。

町における様々な計画の最上位の計画となり、また将来のまちの目指す姿の実現において、町民と行政がパートナーシップのもと、共通の方向性・目標に向かって行動し一体となってまちづくりを進めるための中・長期的な指針となります。

～総合戦略とは～

人口の現状や将来の人口展望を踏まえて、人口減少の克服や地域活力の向上などを目的に、今後の目標や方向性、具体的な施策などをまとめたものです。

【パブリックコメントの募集】

パブリックコメントとは、町の基本的な政策の立案などを行おうとする際に、その案の内容を公表し、広く町民のみなさんに広報・広聴することにより、その内容を幅広く周知します。そして、その政策に関係する意見を求め、それらの有益な意見などを考慮して最終的な意思決定を行うための制度です。

この総合計画の策定にあたっては、町民のみなさんの町政への参加機会の確保と、計画の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることによって、町民のみなさんと行政の協働によるまちづくりの実現と開かれた町政の推進を目指しています。

そこで、そのひとつとして、パブリックコメントの募集を行い、広く町民のみなさんからのご意見を求め、当該計画の意思決定の参考とさせていただきます。

【募 集 要 領】

(1) 意見の募集期間 令和7年6月26日(木)～令和7年7月25日(金)必着

(2) 意見を提出できる方

町内に在住・通勤・通学している方、町内に事業所等を有する方、または当該計画に関係のある方が応募できます。

(3) 意見の募集内容

第6次志免町総合計画後期基本計画(案)及び第3期志免町総合戦略(案)に対する意見です。

(4) 意見の提出方法

次の記載事項を記載し、提出先に以下の方法により提出してください。なお、意見を記録に残すという観点から、書面に残らない電話、口頭による意見の受付は行いません。

・入力フォーム ・郵送 ・ファクシミリ ・メール ・直接持参(役場3階経営企画課)

(5) 記載事項

①タイトル

「第6次志免町総合計画後期基本計画(案)、第3期志免町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)についての意見記入票」

②氏名又は名称(担当者氏名)

③住所又は事業所等所在地

④連絡先(電話番号)

⑤性別

⑥年齢

⑦意見、提言等

※①②③④⑦は記載必須

※必須項目が欠けている場合は、パブリックコメントとして取り扱わない場合があります。

(6) パブリックコメントに関する資料の閲覧場所

- ・志免町役場(1階総合案内・3階経営企画課)
- ・町民図書館
- ・生涯学習1号館(まちづくり支援室)
- ・シーメイト情報コーナー
- ・町ホームページ

(7) ご意見に対する考え方の公表

- ・提出いただいたご意見については、類型化して一覧表にまとめ、町の考え方を付して町のホームページにおいて公表します。(個別の回答はいたしません。)
- ・提出いただいたご意見の原稿は返却しません。
- ・提出いただいたご意見は、個人情報の保護に関する法律及び志免町個人情報の保護に関する法律施行条例の規定により適正に管理します。

(8) 提出先及びお問合せ先

志免町役場 経営企画課 政策推進係

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央1-1-1

TEL:(092)935-1193 FAX:(092)935-2941

e-mail:seisaku@town.shime.fukuoka.jp